

(令和8年2月20日市長決裁)

## 盛岡市森林公園の使用料の減免における運用について

このことについて、盛岡市森林公園条例（平成3年3月22日条例第9号）第11条の規定及び盛岡市森林公園条例施行規則（平成3年5月31日規則第12号）第5条の規定の運用について、内部事務の基準を次のとおり定める。

### 1 減免の基準

(1) 盛岡市森林公園条例第11条第1項第1号における「障害者が使用するとき」の取扱いは次のとおりとする。

ア 「障害者が個人で使用するとき」とは、障害者が個人で申請し、1人で使用する場合をいう。

イ 「障害者の福祉の増進に資するもの」とは、使用する者の半数以上が障害者（介護者を含む）である場合をいう。

ウ 減免を適用する場合に認める介護者の人数は、障害者1人につき1人とする。

エ 「営利を目的とする場合」とは、販売を目的とする場合または入場料を徴する場合をいう。

(2) その他減免の対象となる者は次のとおりとする。

ア 市の行政視察または市が主催等をする会議に出席する者で、市長が必要と認めた者。

イ 森林公園のPRに貢献した者、または管理運営に貢献のあった者で、市長が必要と認めた者。

(報道機関、寄贈による物品支援、奉仕活動等)

### 2 減免の申請

盛岡市森林公園条例施行規則第5条第1項にいう「同号に規定する障害者であることを証する書面」は、次のとおりとする。

- (1) 同項各号に掲げる手帳の写し
- (2) 障害基礎年金の証書
- (3) 特別児童扶養手当の証書
- (4) 障害者（児）施設の在席証明書
- (5) 重度・中度医療費受給者証

「盛岡市森林公園の使用料の減免における運用について」において定める障がい者の減免適用例

★ 利用者のなかに障がい者が1人いる場合

バンガロー宿泊の場合（繁忙日の料金にて算出）

障がい者	介護者	障がい者、介護者以外の者	利用者総数	利用金額
1人	(障がい者1人につき1人)	0人	2人	0円
		1人	3人	0円
		2人	4人	0円
		3人	5人	22,500円
		4人	6人	22,500円

キャビン宿泊の場合

障がい者	介護者	障がい者、介護者以外の者	利用者総数	利用金額
1人	(障がい者1人につき1人)	0人	2人	0円
		1人	3人	0円
		2人	4人	0円

オートキャンプ宿泊の場合

障がい者	介護者	障がい者、介護者以外の者	利用者総数	利用金額
1人	(障がい者1人につき1人)	0人	2人	0円
		1人	3人	0円
		2人	4人	0円
		3人	5人	2,700円
		4人	6人以上	2,700円

※障がい者が2人の場合は、介護者は2人となり利用者総数8人まで減免適用となります。